

社団法人日本海員救済会 行動計画

本会においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員がもっと子育てにかかわることができる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成22年11月29日から平成27年3月31日まで

2. 内 容

<目 標>

子の看護休暇の取得促進

<対 策>

平成22年11月～ 子の看護休暇制度について、施設内の見やすい場所への掲示
又は備え付け、書面による労働者への交付、電子メールによる送信、朝礼などを通して、従業員への周知を図る。